

## 亀山市告示第59号

亀山市地域福祉力向上重層的支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市地域福祉力向上重層的支援体制整備事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の課題を抱える市民（以下「生活困窮者等」という。）に対する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第1項の規定に基づき実施する亀山市地域福祉力向上重層的支援体制整備事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (事業の実施)

第2条 市は、重層的支援体制整備事業を実施するほか、法第106条の4第4項の規定により重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を社会福祉法人亀山市社会福祉協議会に委託するものとする。

#### (事業の内容)

第3条 重層的支援体制整備事業は、法第106条の4第2項各号に掲げる事業その他市長が必要と認める事業を一体のものとして実施するものとする。

#### (配置職員)

第4条 市が委託する重層的支援体制整備事業の受託者（以下「受託者」という。）は、法第106条の4第2項各号に掲げる事業を推進するため、社会福祉士の資格を有する者を置くものとする。

#### (帳票)

第5条 受託者は、法第106条の4第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアルの策定について（令和3年3月31日付け社援発0331第4号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添。以下「マニュアル」という。）に定める帳票を使用するものとする。ただし、市長が当該帳票を使用する

方法により難いと認める場合は、この限りではない。

(台帳の作成等)

第6条 受託者は、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 関係機関と生活困窮者等に対する支援を図るために必要な個人情報を共有する場合は、亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱（令和2年亀山市告示第65号）に規定するサポート会議を活用するなどの適切な方法により行わなければならない。

(その他)

第8条 重層的支援体制整備事業の実施については、マニュアルその他の関連通知を参照するものとする。

2 この告示に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。